

# 愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 監査公表

○包括外部監査の結果に基づく措置の公表 第3号 (監査委員事務局) 1

## 監査公表

### 8 監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、愛知県知事、愛知県教育委員会教育長及び愛知県公安委員会委員長から包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和8年3月27日

愛知県監査委員	今田 幹雄
同	小川 淳
同	柏木 勝広
同	寺西 むつみ
同	石塚 吾歩路

### 包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>【令和6年度包括外部監査】 （官民連携について～PFI事業と指定管理者制度併用施設～）</p> <p>第1 監査の結果（各論）</p> <p>1 愛知県国際展示場</p> <p>【意見】第三者機関が「外部監査」機関である旨の表記は削除しなければならない</p> <p>愛知県国際展示場運営等事業に係る第三者機関について、モニタリング基本計画では、外部統制によりガバナンス機能を確保すること、第三者機関が「外部監査」機関であること、「客観的な立場から本事業に対する評価、アドバイス及び勧告を提供する」ことが示されている。勧告は、あくまでアドバイス（助言）の一形態で、想定されているのは、実施方針や計画策定に対するアドバイスとのことであるため、モニタリング基本計画に記載された第三者機関が「外部監査」機関である旨の表記は不適切で、これを削除しなければならない。</p> <p>2 STATION Ai</p> <p>【意見】落札者審査における審査員の審査表はトレーサビリティを確保されたい</p> <p>本事業においては、落札者審査における審査表にエクセル表の電子データを使用する方式であったが、電子データの入力方式であると、作</p>	<p>第三者機関については、いわゆる外部監査を行う組織とは想定していないため、モニタリング基本計画において、第三者機関の説明として「外部監査」と記載されていた個所を「外部モニタリング」に修正した。</p> <p>電子データの入力方式においても、変更履歴等の検証は可能であり、トレーサビリティや情報セキュリティは確保できる。</p>



成時の特定、変更の履歴が不明となり、検証が困難となる。さらに、委員とデータで仮採点等を実施しているが、仮採点表は、ある委員は開封パスワードが不明のため、データの確認ができない。

したがって、落札者審査における審査員の審査表はトレーサビリティと情報セキュリティを確保されたい。これらが確保できない現状においては、一次資料として手書資料を作成し、保管すべきである。

### 3 愛知県新体育館

【意見】再委託申請は、再委託先の具体的な担当者を記載するようにすべきである

再委託申請において、再委託の必要性、再委託先としての具体的な知識・能力と利益相反を判断するにおいては、再委託の内容、再委託先の種別等によっては、再委託先の担当する具体的な者を把握する必要があるので、必要に応じて、具体的な担当者を記載させるべきである。

【意見】再委託先の積算根拠において「一式」とされている根拠を明らかにすべき

法務、財務等において再委託を行う際の積算見積において、どのような業務を再委託するのか、その業務の対価はどのように算出するのか明らかにならず、委託料の合理性を事後的に検証ができないので、「一式」の根拠を明らかにすべきである。仮に「一式」を明確にしなければ、予算が相当であったかの事後的、客観的な検証が困難となる。現状では、かかる問題意識に対応していない積算根拠となっているので、是正すべきである。

【意見】アドバイザー業務特記仕様書の記載方法を工夫されたい

アドバイザー業務委託契約における特記仕様書の「愛知県建築設計業務委託共通仕様書」に記載されていないものは、本委託業務特記仕様書による」との記載は、修正すべきである。共通仕様書において各仕様書の優先順位は記載されており、特記仕様書が優先的に適用される旨の記載はあるものの、特記仕様書が共通仕様書に優先して適用されることを明確にし、誤解を生じないようにするために、上記の記載を、「本委託業務特記仕様書に記載されていないものは、愛知県建築業務委託共通仕様書による」と修正することを検討されたい。

【意見】第三者機関会合における出席者に関する規定を改める必要がある

第三者機関会合における出席者について、出席者を構成員に限るような定めはなく、本事業進捗状況の報告等のために必要性に応じて協議会からも出席することが認められている。第三者機関という公平中立の観点から監督を行う機関において、協議会からの出席者数は構成員と同数程度も要らず協議会からの出席者は必要最小人数にし、なおかつ、その発言は、本事業の進捗等に関する必要最小限の内容に留めることが望ましい。

協議会からの出席者等構成員以外の者の出席や発言が認められる明文の規定がないため、規定を設けるなど何らかの措置を講じるべきである。

仮採点表のエクセルファイルについて、開封パスワードを記録していなかったことにより、ファイルを後日閲覧することができなくなったことから、今後、類似の事業がある場合には、必要に応じて開封パスワードの記録や、紙資料を残す等、後日書類が確認できるように対応する。

再委託申請において、必要に応じて具体的な担当者を記載させる。

再委託を行う際の積算見積において、一式で示された場合は、必要に応じてヒアリングによる積算根拠の確認等を行う。

今後、類似の事業がある場合は、特記仕様書が優先して適用されることを明確に記載するなど、誤解を生じないように対応する。

第三者機関は協議会等を対象としたヒアリングを実施して、事業遂行状況を把握するため、協議会からの出席や発言は必須である。

協議会からの出席以外にも、専門性の高い分野の方の出席が必要となる場合にも備え、構成員以外の者の出席や発言が認められるよう要綱を改正した。

## 【令和6年度包括外部監査】

(包括外部監査結果の対応状況について～措置不要又は改善中のものを中心に～)

## 第1 監査の結果

## 1 改善中のもの

【意見】措置状況調を有効活用されたい

県では毎年措置状況調を作成しているのだから、指摘・意見に対する対応の要否や進捗状況を把握できるように、毎年の措置状況の取りまとめの際には、その年の取組状況や事情変更等を確実に記録しながら取組を進められたい。

## 2 措置不要のもの

【意見】監査人の意見を有効活用できるよう監査人に十分な情報を提供されたい

監査の時点で施設等が既に廃止又は廃止されることがほぼ確実であることが分かっていたり、監査人が実施すべきとする事項が県等で行われていたり、事実誤認その他の理由で措置不要とされることが強く予想される場合は、その旨監査人に情報提供し、必要に応じて措置不要の理由となりうる事実を前提とした、より有益な意見を監査人には求めるべきである。

【意見】監査人との間で充実した意見交換を行われたい

3 E (経済性、効率性、有効性)の観点で述べられた監査の結果については、県等にはその採否について裁量の余地がある。監査人の意見と県等の意見を、予め完全にすり合わせることは不可能であるが、対象の事務処理が県の裁量の範囲内であることを理由に措置不要と整理する必要がない程度に、意見調整することは不可能ではないため、措置不要とならないための意見交換は引き続きより十分に行う必要がある。

【意見】措置状況調を有効活用されたい

包括外部監査人の指摘や意見は、特定の施設、業務、契約といった個々の事務処理を対象に述べるものではあるが、類似の事務処理に当たるときにも参考に活用されなければ、その価値が十分発揮されているとはいえない。指摘や意見に対する局としての見解や対応の経過、課題等を確実に引継ぐことが重要である。措置状況調については、状況が変化したり、進展があったりした場合には、いつどのような加筆や修正を行ったかがわかる形で記載するなどして、最新のものを確認すればそれまでの事情を把握できるような工夫をして有効活用することが望ましい。

【意見】引き続き監査時点で対応済の措置も公表されたい

監査時点で対応済であり、更なる措置は不要である場合について、2013年度の措置状況調から現在までは、「措置済(公報登載)」に分類している。一方で、2012年度の措置状況調までは「措置不要」へ分類されていた。今後も、監査時点で対応済であり、更なる措置は不要である例が生じた場合には、引き続き対応している具体的内容を示して公表するべきである。

【意見】外部監査人の示した問題点に対する検

今後、措置状況調の作成に当たり、改善中の事項については、毎年度進捗状況を記載する。

今後も引き続き、監査には真摯に対応し、監査人が実施すべきとする事項が既に行われていたり、事実誤認等の理由で措置不要とされることが予想される場合は、その旨監査人に情報提供を行うように努める。

今後も引き続き、監査には真摯に対応し、監査結果が措置不要とならないための意見交換を、監査人との間で十分に行うように努める。

対応の経過及び課題の引継等に有効活用できるよう、今後、措置状況調の作成に当たり、必要に応じて対応の途中経過を記録として残すこととした。

今後も引き続き、監査結果が監査時点で対応済みであり、更なる措置は不要である場合について「措置済」に分類して公表する。

討結果を記録化されたい

2004年度の健康福祉部の補助金に関する監査結果について、外部監査人が問題視した制度の公共性、公平性について、措置状況調を見ても県の見解が不明であった。外部監査人から問題点が提示されたのであれば、それをクリアできない限り、措置不要とすることは不適切である。示された問題点について、十分に検討の上、その経過及び結果、特にクリアできると判断した理由を措置状況調において明らかにしておく必要がある。

【意見】外部監査人の示した問題点は網羅的に検討されたい

2006年度の埋蔵文化センターに関する監査結果について、外部監査人は2つの問題点を挙げたにもかかわらず、措置状況調にはそのうち1つにしか言及がなかった。措置状況調と包括外部監査結果報告書を総務局及び担当局双方において十分な突合を行い、外部監査人の示した問題点を正確に把握した上で、措置不要とするのであれば、外部監査人の示した問題点について漏れなく検討し、結論を出す必要がある。

【意見】外部監査人の提言に対しては具体的に行動の上、結論を出されたい

2012年度の教育会館に関する監査結果について、措置不要としているが、実質的な検討がされたとはいえなかった。提言内容自体に見解の相違があるのであれば、その旨明らかにした上で措置不要との結論を出すべきだが、そうでない限り、提言を踏まえて具体的に行動し、その経過から措置が困難である事情を記録化する等した上で、結論を出すべきである。

また、2014年度の手数料及び使用料に関する監査結果について、現状でも問題がないという理由で措置不要としていたが、外部監査人の提言により効果的な対応方法を見出すことができる可能性もあるため、検討した結果を踏まえた上で、措置の要否及び内容について結論を出す必要がある。

【令和5年度包括外部監査】  
(歳出(貸付金を除く)を伴う契約について)

#### 第1 監査の結果(総論)

【意見】予定価格の事前公表の適否について検討を続けなければならない

予定価格の事前公表には、予定価格を探ろうとする不正な動きを防止するメリットはあるが、予定価格を事前公表している局は、このメリットを絶対視することなく、今後も不断の監視を続けなければならない。とりわけ建設局は、同じ入札者が3年から6年も落札し続ける背景を調査し、必要に応じて予定価格の事前公表を一時中断するなど事前公表との因果関係を確かめられたい。そして、因果関係が認められたとき、事前公表している局は、事前公表の対象とする契約の範囲や地域を限定する、あるいは事前公表のあり方そのものを再検討するなど、適切な措置を講じられたい。

【意見】ベンダーロックインを回避する仕組みをさらに検討するべきである

情報システムの改修・保守管理は、当該システムを充分把握している開発業者との契約に、

措置状況調の作成に当たり、措置不要とする場合に、監査結果で示された問題点について漏れなく検討するよう改めて各局に周知した。また、必要に応じて検討状況や経過等も記載する。

措置状況調の作成に当たり、措置不要とする場合に、監査結果で示された問題点について漏れなく検討するよう改めて各局に周知した。また、必要に応じて検討状況や経過等も記載する。

措置状況調の作成に当たり、措置不要とする場合に、監査結果で示された問題点について漏れなく検討するよう改めて各局に周知した。また、必要に応じて検討状況や経過等も記載する。

建設局において入札に参加する者を適宜入れ替えるなどの対応を行い入札の状況を継続的に確認したところ、落札率や落札者の動向に規則性はなく、予定価格の事前公表との因果関係は認められなかった。

また、予定価格の事前公表を行っている各局においても、落札状況を確認したが、予定価格の事前公表の再検討を要する事案は確認されなかった。今後も落札状況についてモニタリングを続けるとともに、入札監視委員会など外部委員の意見も踏まえ、適切に対応する。

【該当する19局において対応】

ベンダーロックイン回避のために、情報政策課において、各局の所管課がア～エの対応について検討

メリットがあること自体は否定できないが、ベンダーロックインによる保守管理費用の高止まり等のデメリットの恐れもあり、当然に開発業者との随意契約を毎年続けることが認められるものではない。ある程度高額な契約については総務局情報政策課が支援しているが、それほど高額ではない契約については、所管課が「IT調達ガイドライン」の内容を把握していない問題があるため、情報政策課はこれを周知徹底されたい。ベンダーロックインの疑いがある契約を所管している各局（政策企画局、総務局、人事局、防災安全局、県民文化局、環境局、福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、農林基盤局、建設局、建築局、スポーツ局、議会事務局、教育委員会、病院事業庁）が他にとり得る方法としては、次のようなものが考えられる。

ア 次期契約業者への引継ぎに関する事項を定める

イ ベンダーロックイン回避の対策にも沿う契約条項・仕様書の作成

ウ 将来を見越した仕組みの構築

エ 総合評価一般競争入札の積極活用

## 第2 監査の結果（各論）

### 1 政策企画局

【意見】入札参加者が参加しやすい業務内容とすることを検討されたい

愛知県広報紙「広報あいち」の制作及び発行業務は、随意契約の当時から2017年度、2023年度を除き、20年以上同じ契約相手が本事業を行っていた。「広報あいち」の制作業務と発行業務を分離したり、発行対象地域を小分けするなどして、入札参加者が参加しやすい業務内容とすることを検討されたい。

【意見】企画競争の応募者確保に注力されたい

令和4年度県政150周年記念PR事業等委託業務、あいち・とこなめスーパーシティ構想におけるビジネスモデル等（モビリティ分野）調査検討業務一式及び愛知県広報誌・広報動画「あいちのトビラ」改訂及び発信業務は、企画競争に対する応募者は1者であった。企画競争は、複数の者が企画提案を持ち寄って競い合っており、より良い提案が得られるのであり、1者が提案した企画のみでは、その善し悪しを比較検討することが不可能である。今後同様の企画を実施するときには、応募者の複数確保に留意されたい。

### 2 総務局

【意見】ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい

総合文書管理システム運用保守業務委託契約と愛知県法規集データベースシステム運用保守業務委託契約は、著作権をシステム開発業者が有していることを理由に随意契約を行っているが、IT調達の公平性、コスト低減の見地から、改めてIT調達のガイドライン、同手引き等の趣旨に合致しているかを見直し、その趣旨に合致するための対応策の検討を行われたい。

行政情報通信ネットワーク等運営管理業務委託契約に関し、弊害が大きく影響が多岐にわた

を行えるよう、2024年4月に「IT調達ガイドライン」及び「IT調達の手引き」に反映させた上で全庁に周知した。今後も最新版を全庁に周知し、ベンダーロックインを回避できるよう支援を行う。

また、2025年度までに、ベンダーロックイン回避のために、各局において個別の状況に応じて以下の対応を行っている。

- ・システム関係の契約に当たり、次期契約業者への引継ぎ事項を仕様書に盛り込む等、ベンダーロックイン回避の仕組みを導入した。

- ・「IT調達ガイドライン」及び「IT調達の手引き」の再周知や、包括外部監査人から示された方法を例示して通知を行い、ベンダーロックイン回避のため適切な対応を取るよう指導する。

- ・今後の契約において、包括外部監査人から示された方法を参考に、ベンダーロックイン回避のためにとり得る方法を検討し、適切な対応を実施する。

【該当する16局において対応】

愛知県広報紙「広報あいち」については、広く県民に県政情報を提供するという事業の性質上、掲載する新聞紙面の内容、構成等を、全新聞及び全地域で統一できるように調整する必要があり、制作及び発行に係る業務は、1つの契約として委託することが合理的である。

一方で、より多くの入札参加者の参加を促すため、これまでは入札の参加資格を「広告」の事業者に限定していたところを、2025年度からは「映画等製作・広告・催事」の事業者に広げた。

あいち・とこなめスーパーシティ構想におけるビジネスモデル等（モビリティ分野）調査検討業務については、自らも構想の実現に必要な技術やノウハウを有するとともに、積極的に他者に発信することが期待できる企業及び団体により組織されているあいち・とこなめスーパーシティ・ネットワーク会員に対し、公募開始時に広く周知を行った。

愛知県広報誌・広報動画「あいちのトビラ」改訂及び発信業務については、変更や追加を要するコンテンツの一覧を仕様書に追記し事業費を積算しやすくするとともに、募集期間を長く設定した。今後も応募者の複数確保に努める。

総合文書管理システム及び愛知県法規集データベースシステムは、今後の再構築時に、IT調達のガイドライン等の趣旨を踏まえた調達を行う。

また、行政情報通信ネットワーク等運営管理業務委託契約は、毎年度、積算内容の精査による費用の合理化に努めるとともに、入札可能な業務については契約分離を行い、公正性及び透明性の確保を図る。

なお、税務システム運用保守業務等委託契約は、外部委託可能な業務を既に入札しており、残る業務

ることと情報セキュリティの必要性があることから1者の随意契約とすること自体はやむを得ない面があるとはいえるが、対象とするものを他の代替手段が見当たらない基幹的な部分といったやむを得ないものに限定をし、費用を合理的な内容で算定する方法を常に検証し、今後とも、入札が可能な部分ではできる限り分離できるよう検討を継続するようにされたい。

また、税務システム運用保守業務等委託契約に関し、今後とも、他の都道府県や他の部局の動向を調査し、その内容を踏まえて、入札等の方法が可能か検討を続け、費用を合理的な内容で算定する方法を常に検証し、入札が可能な部分ではできる限り分離できるよう検討を継続するようにされたい。

### 3 県民文化局

【意見】著作権の帰属や使用許諾について契約書に明記しなければならない

奨学金システム保守管理業務に関し、奨学金システム開発の際の契約において、成果物である奨学金システムの著作権の帰属について、開発業者、県のいずれに帰属するか言及がない。もともとパッケージソフトを導入することとしており、著作権が相手方にあることが明らかであったためとのことであったが、「IT調達の手引き」では、システムがパッケージソフトを元にしたものであっても、カスタマイズ部分の著作権の帰属や使用許諾について、契約書等に明記することとしており、記載が抜けていることは問題がある。

### 4 保健医療局

【意見】事業の効果を考慮し事業継続について慎重に検討されたい

保険薬局健康相談事業については、健康相談数を踏まえ、その効果を考慮の上、今後も継続するの可否か慎重に検討されたい。

### 5 建築局

【意見】ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい

人にやさしい街づくり特定施設管理システム利用契約につき、システムの保守等の業務をシステム開発業者との間で随意契約として行っている。その理由としては、2019年度に開発された当該システムに係る機器等の所有権及びソフトウェアの著作権が開発業者に帰属しているためとのことである。著作権が受託者にのみある契約を締結していることは、IT調達の手引きに反した契約をしていることになる。今後は、ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい。

### 6 スポーツ局

【意見】ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい

ポータルサイト運営管理業務委託契約につき、運営管理業務をポータルサイト設計開発した業者に随意契約として行ったとのことであっ

は、現時点では入札は困難である。

2025年度の契約書から、奨学金システム保守管理業務契約において、「IT調達の手引き」を参考として、システムの著作権の帰属及びカスタマイズ部分の帰属や使用許諾について明記した。

保険薬局健康相談事業について、2024年度までモデル事業として、重複多剤服薬者等が、薬局に事前予約の上、健康相談を行う仕組みで行っていたが、健康相談数が伸び悩んでいる状況であったため、より気軽に相談ができるように、2025年度からは、重複多剤服薬者等が普段通っている身近な薬局を案内し、予約なしで相談を行うことができる仕組みに見直した。

2024年度に人にやさしい街づくり特定施設管理システムの機器更新と5年間の運用保守を含めた長期継続契約に係る一般競争入札を実施し、契約を締結するに当たり、著作権については、契約書の中で県に帰属する旨を記述した。

当該契約については、2025年度から一者随意契約を見直し、複数業者から見積書を徴取して契約した。

た。その理由としては、ポータルサイトの改修等がある場合には、同サイトの構築を行った契約相手と連絡調整を行うのが便宜であること、他社に対し委託すると契約相手より委託料が高くなるため、とのことであった。しかし、具体的に設計開発工程と運用工程の分離が可能か等のベンダーロックイン問題につき、十分に検討されていたか疑問が残る。ベンダーロックインを回避する方策を検討すべきである。

【意見】できる限り客観的かつ合理的な予定価格の算出方法を検討されたい

障害者スポーツ参加促進業務委託契約等において、予定価格の算定方法につき、一者随意契約を予定している相手方から見積書の提出を受け、これに沿って予定価格を積算して委託しているとのことであった。契約相手から見積書だけでは、委託料の合理性が担保されず、コストの低減化を図ることができないおそれがある。類似の活動が可能な事業者等の比較対象とできうる見積書を徴取することが、予定価格の合理性と事後的な検証可能性を高めるといえる。

例えば、他の都道府県も含めた同種ないし類似の活動を行う事業者等の見積書等を徴取して予定価格の算出の合理性と透明性を図るべきである。

第22回全国障害者スポーツ大会愛知県選手団派遣業務委託契約、愛知県障害者スポーツ人材育成事業業務委託契約、愛知県障害者スポーツ大会運営業務委託契約、広域スポーツセンター運営委託契約、ポータルサイト運営管理業務委託契約、愛知県新体育館PFIアドバイザー業務委託契約、県内競技団体競技運営能力向上推進業務委託契約も同様である。

【意見】随意契約とする合理性と理由の記載内容を再検討されたい

愛知県新体育館PFIアドバイザー業務委託契約について、プロポーザル方式で選出された契約相手がそのまま随意契約を継続していた。適正業務の遂行があったことを踏まえ、その業務内容を特別に評価して随意契約をしているのであれば、県が評価した内容を具体的かつ明確に示さなければ、選定の公平らしさに疑問が生じうるので、合理的な理由の資料への記載も十分に検証を行うことが望ましい。

また、あいちスポーツコミッション情報発信事業業務委託契約、奥三河パワートレイルを活用した地域活性化推進業務委託契約、マラソンフェスティバルナゴヤ・愛知を活用した愛知の魅力発信業務委託契約、新城ラリーを活用した愛知の魅力発信業務委託契約、FIA世界ラリー選手権ラリージャパンを活用した愛知の魅力発信事業の委託契約等は、企画競争型随意契約としているが、要求される知識・技術・能力につき、客観的かつ定量的に定義されるべきである。プロポーザル方式において、採点表を利用する場合には、採点者の人選、採点項目、採点の重み付け等の公平性を確保すべく、事前にルールを定めることが望ましい。そこで、随意契約に真にやむを得ない合理性があるか十分に検討すべきであり、事後的な検証に耐えうるような理由の記載とその理由の検証を行う必要がある。

障害者スポーツ参加促進業務委託契約、全国障害者スポーツ大会愛知県選手団派遣業務委託契約、愛知県障害者スポーツ人材育成事業業務委託契約、愛知県障害者スポーツ大会運営業務委託契約及び広域スポーツセンター運営委託契約については、2023年度に、同様の取組を行っている他の都道府県等から契約金額等の聴取を行い、予定価格算出の合理性と事後的な検証可能性を高めた。

ポータルサイト運営管理業務委託契約については、2025年度から一者随意契約を見直し、複数業者から見積書を徴取して契約した。

愛知県新体育館PFIアドバイザー業務委託契約については、施設開業後の2025年度から一者随意契約を変更し、プロポーザル方式の企画競争による契約とした。

県内競技団体競技運営能力向上推進業務委託契約については、2024年度で事業が終了している。

愛知県新体育館PFIアドバイザー業務委託契約については、施設開業後の2025年度から一者随意契約を変更し、プロポーザル方式の企画競争による契約とした。

また、あいちスポーツコミッション情報発信事業業務委託契約、奥三河パワートレイルを活用した地域活性化推進業務委託契約を始め、各スポーツ大会を活用した愛知の魅力発信業務委託契約等については、随意契約の合理性について十分に検討した上で、合理的な理由を予算執行書等に記載し、整理することとした。なお、公平性の確保から、選定委員会構成員は2名以上をスポーツ局以外の者とするともに、選定に係る評価項目、評価基準、配点を事前に公表することとした。

## 7 企業庁

【意見】契約相手の選定理由を契約ごとに記録化し事後的な検証を可能とされたい

令和4年度愛知県企業庁財務システム運用保守業務委託契約では、「システム開発時の設計内容及び基本パッケージの内容を熟知していることが不可欠」という理由によって、設計及び開発を行った事業者が運用保守を委託されており、他の運用保守、改修の契約も同様である。これに関し、設計及び開発の段階で、その後10年間の運用経費を含めた総合評価で落札者を決定しており、ライフサイクルコストを勘案した一括調達をしているとの説明があった。そのような検討を事前に行っているのであれば、事情変更のない限り同一事業者に発注することに一定の合理性はあるといえるが、本契約の記録上はそのような検討経過の存在は明らかにされていない。その者を選定して随意契約を交わす実質的理由の一つであるから、例えば随意契約理由書に記載するなどして、その者を選定する理由を個々の契約の記録上明らかにし、事後的な検証ができるよう工夫されたい。

## 8 病院事業庁

【指摘】中途解約に関する事項（可否、残金処理）を契約書に定めるべきである

愛知県病院事業庁財務会計システムについて、契約書には、添付された仕様書を含めてファイナンス・リースであることは記載されていない。一般的なファイナンス・リース契約書に見られる中途解約を禁止する条項や中途解約する場合の残金支払に関する条項もない。ファイナンス・リースとして契約を締結するのであれば、中途解約する場合の残金処理に関する条項を設けるべきである。

【指摘】契約金額の内訳を予め取決めされたい  
愛知県病院事業庁財務会計システムは、典型的なファイナンス・リース契約と異なり、運用保守を契約相手の責務とするものである。病院事業庁は解約の場合の残リース料の支払いを協議に委ねているが、協議の元となる判断材料を予め用意しておくことが望ましい。各月のリース料との対価性がないシステム導入と対価性がある保守運用が混ざっているから、解約時にも区別して処理するのが合理的である。そのためには契約金額の内訳としてそれぞれの金額を予め定めておく必要がある。

## 【令和4年度包括外部監査】

（債権の管理回収について～未収金の解消に向けた取組の対象となりうる債権を中心に～）

## 第1 監査の結果（総論）

【意見】債権管理条例を制定し債権のみなし消滅により債権管理を終了すべき

県が債権を放棄するには、政令又は条例に特別の定めがない限り議会の議決が必要とされている（地方自治法第96条第1項第10号）。しかし、現状では県には該当する条例がなく、債権放棄には議会の議決が必要である。また、債務の免除（同法第240条第3項）には、地方自治法施行令第171条の7に定める要件を充足する必要があり、いずれも要件が厳格であり、免除の運用実績は僅かである。

本監査のヒアリングを通じて、議会の議決を

2025年度から、愛知県企業庁財務システム運用保守業務委託契約の随意契約者選定理由書において、システムの設計及び開発の調達の段階から基本パッケージの長期継続利用によるライフサイクルコストを勘案して落札者を決定している旨を記載した。

当該契約について、2025年4月に、別途、覚書を締結し、ファイナンス・リースとして取扱うこと及び中途解約を禁止する条項並びに中途解約する場合の残金支払に関する条項を設けた。

当該契約について、2025年4月に、別途、覚書を締結し、契約金額の内訳としてシステム導入に係る金額と運用保守業務に係る金額とを定めた。

回収可能性がない債権の債権放棄に関する基準や債権放棄議案の提出を含め、債権放棄に向けた標準的な手順及び手法を整理することとした。2025年3月に「不納欠損処分に関する基準」及び「債権放棄に関する基準」の2つの基準並びに「税外債権の管理に関するマニュアル」を策定し、全庁への通知や説明を行い、周知を図った。

これらの基準及びマニュアルにより、議会の議決を得るまでの手続を円滑に進めることが可能となり、債権管理条例に基づかなくとも債権放棄の円滑

経なければならないことが、債権放棄の支障になっている現状が確認できたことから、債権放棄の円滑化のためには、債権管理条例に基づき議会の議決を経ない債権放棄手続と債権管理を終了することを許容するための根拠が是非とも必要である。

【意見】 不納欠損処分を取扱いを県で統一するべきである

私債権は、時効の援用がない限り債権は消滅しないため、時効期間の経過を不納欠損処分の基準とするか否か判断する必要がある。現状、所管する局によって時効期間を経過しただけで請求を免れる債務者がいる一方で、時効の援用をしないために将来にわたり請求が続く債務者もあり、公平性に欠け、平等原則にも違反する。不納欠損処分に関する統一的な基準が必要である。

【意見】 専決事項を追加し法的手続の円滑化を図る必要がある

訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関することについては議会の議決を必要としている。また、支払督促の申立ては「訴えの提起」に該当しないとしても、相手方が督促異議を申し立てると、支払督促の申立時に訴えの提起があったものとみなされることから、適法な督促異議の申立てがなされた段階で議会の議決が必要と解されている。しかし、軽易な事項について、訴えの提起であるからといって全ての案件で議会の議決を必要とするのは効率的ではない。専決処分することができる事項を追加するのが望ましい。

【意見】 分割納付の法的な意義を自覚して事務処理に当たるべきである

地方自治法施行令第171条の6の履行期限延長には、「特約」すなわち県と債務者の合意による場合と、「処分」すなわち県の一方的な処分により履行期限を延長するものがある。この場合、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることも可能である。

しかし、債務者からの分納誓約書を単に受け付けただけで履行期限を延長する「特約」又は「処分」をしていない場合（分納誓約）、延滞金や遅延損害金の発生が止む法律効果は生じていない。履行延期等をされたかどうかは確定的ではなく、県の事情で扱いを変更した場合、履行延期等をされたと主張する債務者との間で紛争となり兼ねず、全体として不安定である。また、債務免除の規定（地方自治法施行令第171条の7第1項）が適用される余地もない。

履行延期等と分納誓約の法的な意義の違いを常に意識して事務処理に当たられたい。

【意見】 履行延期の特約又は処分の意義を意識できるマニュアル類を整備されたい

県では、各局において多様なマニュアル類を作成して債権の管理回収に当たっているため、これらマニュアル類にも必要に応じて履行延期等と分納誓約の違いを明確に意識できる記載をされたい。

化が図られた。

2025年3月に全庁統一基準となる「不納欠損処分等に関する基準」を策定し、全庁への通知や説明を行い、周知を図った。

専決事項の追加によらず債権管理及び回収方法に係る法的手続が円滑に進むよう、2025年3月に、法的措置の流れや検討すべき事項などを含む標準的な手順及び手法を整理した「税外債権の管理に関するマニュアル」を策定し、全庁への通知や説明を行い、周知を図った。

2025年度までに各局において、債権管理に係るマニュアルの整備や改正を行い、履行延期等と分納誓約の法的な意義の違いを明記するなどし、常に意識して事務処理に当たるよう周知を図った。

【該当事務のある9局において対応】

2025年度までに各局において、債権管理に係るマニュアルの整備や改正を行い、履行延期等と分納誓約の法的な意義の違いを明記した。

【該当事務のある9局において対応】

## 第2 監査の結果（各論（県税））

### 1 電話催告の民間委託について

【意見】入札参加者数の増加に向けた検討を実施されたい

2014年から2017年度は全て同じ業者、2018年以降は2017年度以前とは異なる業者が、毎年落札しており、それぞれ1回ずつ1者他の業者の入札があったほか、単独で入札し、落札している。2014年度以降、入札の形式ではあるものの、ほとんど他の者の入札はなく、実質的にあまり競争入札になっていない。どのような経緯で、それらの業者は入札しているのかも不明である。入札の呼びかけ方法や対象について、再検討する必要があるものと思われる。

### 第3 監査の結果（各論（県税以外））

#### 1 保健医療局

【意見】履行期限から10年を経過した債権は債権放棄等を積極的に検討されたい

被爆者健康管理手当返還金について10年以上にわたる分割納付を受け付けている。履行延期等を行った債権で、地方自治法施行令第171条の7の要件を充足するものは債務免除することができるので、生活困窮者の生活再建を優先して免除することを検討されたい。

しかし、履行延期等を行っていない場合は、債務免除の要件を実質的に満たしていても債務免除できないので、当初の分納開始から10年を経過しても、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を債権放棄等し、債務者の生活再建を優先することを検討すべきである。

また、債権管理条例を制定した場合は、当該条例に基づく債権放棄等についても検討されたい。

#### 2 経済産業局

##### (1) 高度化事業

【意見】長期的な回収方針の策定をより一層進めるべきである

現在の償還計画では、元本部分だけでも長期間にわたって回収しなければならない事案が存在する。最終的な回収方針について、弁護士に依頼して債権回収に関する方針を策定している事案も存在するところ、高度化資金債権については、15年以上前に調定された案件を多数保有することから、全ての収入未済案件について長期的な回収方針の策定をより一層進めるべきである。

また、かなり高額な延滞金の発生が既に予見される案件が存在するが、当該延滞金について回収するのか、債権放棄を含めた方針を検討すべきである。

【意見】保証債務の履行確保のためには適時の請求と意思疎通が求められる

連帯保証人に対する連絡が十分に行われておらず、連帯保証人から反発を受けている事案が存在する。連帯保証人の履行を確保するためにも、継続的な連絡が必要である。

【意見】保証人に請求しない場合は保証契約を解除や保証債務の放棄を検討すべき

債務者の元組員が連帯保証人として残っている事案が存在するが、回収までに相当程度時

入札に多数の事業者が応札できるよう、公告期間を延長した。これにより、参加希望者が十分な準備期間を確保でき、入札への参加が容易になった。また、コールセンター事業者の雇用形態等を踏まえ、業務品質の確保を前提として、従業者に関する要件を見直した。事業者の雇用形態に適応したことにより、要員確保及び入札への参加が容易になった。

検討の結果、現在管理している債権については、滞りなく弁済が行われていることから、現段階では当該債権を債権放棄する段階にないと考える。該当する事例については、2025年3月に策定された「税外債権の管理に関するマニュアル」に基づき、今後も債権放棄の必要性について検討していく。

2021年度より専門家の意見を得ながら順次回収方針を策定し、複数の案件について実際に元金の完済に至ることができた。また、回収中の案件については連帯保証人から今後も継続して債権回収を行う。

2023年度以降は継続的に担当課から適宜、連帯保証人への連絡を行っている。連絡が困難な連帯保証人については、弁護士等の助言を得るなどして接触方法を検討していくこととした。

原則、連帯保証人からの回収を行うこととしており、実際に連帯保証人からの回収を始めている。回

間を要することが見込まれることから、当該組合経営との関係で、その関係が希薄な連帯保証人については、連帯保証人の関係からの早期の解放を検討すべきである。

他方、連帯保証人からの回収を念頭に置く場合には、連帯保証人の財産について調査を積極的に実施すべきである。

(2) 違約金の具体的な発生状況を債務者に告知する手続を検討されたい

【意見】 違約金の具体的な発生状況を債務者に告知する手続を検討されたい

中小企業高度化貸付のうち既に延滞が生じているものは、新しいものでも延滞が生じてから15年以上が経過しており、債務者に担当者の交替が発生したり、連帯保証人に相続が発生したりすることで、現在の担当者や連帯保証人が当初契約に定めた違約金の条項について必ずしも十分な理解が得られていない可能性がある。

現に、債務者から金額が試算できるのであればもっと早い時期に金額を知らせて欲しかった旨の要望がされていた。

また、中小企業近代化資金貸付についても、元本の全額納付を受けたものについて、違約金を算定して債務者又は連帯保証人に違約金の額を通知したところ、違約金について理解をしていなかったり、その支払いについて難色を示したりした債務者がいた状況がうかがわれる。

中小企業金融課が作成した「債権管理マニュアル（令和4年3月31日施行）」には、「催告時などに、定期的に違約金を算定し、算定額を債権管理簿に記載し、後日、違約金の納付を債務者に求める際に債務者とトラブルにならないように、債務者に違約金額を認識させておく必要がある」旨記載されており、一定の取組が予定されているところであるが、違約金の具体的な発生状況を債務者が確実に認識し得るような告知の方法を検討されたい。

### 3 教育委員会事務局

【意見】 授業料の管理回収についてマニュアルや方針を定められたい

督促状発送後、納期限までに納付されない場合、各学校が滞納者に対し、郵便発送、架電、家庭訪問等を行っているが、その回数や方法は各学校の裁量に委ねられている。積極的に請求をする学校とそうでない学校があれば、不公平である。

そこで、滞納者に対する連絡につき、マニュアルや方針を設け、公平な回収を試みられたい。

また、債権管理に関する記録について定まった様式はなく、各学校がそれぞれの方法で記録しているが、マニュアルや方針等に、債権管理記録の様式を設け、記録内容を統一されたい。

【意見】 授業料について県による債権管理を検討すべきである

授業料について、卒業生も含めて、各学校が債権管理を行っている。

しかし、債権の徴収・管理については、県全体で取り組むべきである。特に、未収金について、各学校が、回収困難と思われる滞納者に対する債権の管理をし、請求手続を続けることは非効率である。学校の本来の業務に支障が生じることもありうる。卒業後は、各学校と生徒

収中の案件については、今後も継続して回収を続ける。一方で、連絡が困難な連帯保証人については、弁護士等の助言を得ながら、財産調査を進めていく。

違約金については当初貸付時の契約書にも記載があることに加え、債権者から積極的に違約金額を試算し告知する法的義務もない。一方で、債務者から試算をしてほしい旨の要望を受けている事案が存在していることを考慮し、2023年度から担当課より順次違約金を告知している。

2025年3月に、県立高等学校における授業料等の債権管理マニュアルを作成し、債権管理記録の様式を定めるなど、公平な回収がされるよう学校に周知した。

個別の生徒の状況については、学校の方が詳細に把握していることから、県が債権を管理する場合、徴収がさらに難化する可能性もあるため、各学校で債権管理を行う方が効率的かつ効果的である。県としては2025年3月に県立高等学校における授業料等の債権管理マニュアルを作成し、連絡が取れないなど、履行させることが著しく困難な滞納者等への対応方法も記載した。今後はそれに基づき、未収金の

や保護者との関係は薄れるし、教育的配慮の要請も減退するのであるから、各学校が督促を行うことが効果的であるとは思われない。

そこで、授業料について、県が債権管理することを検討するべきである。少なくとも、卒業生、特に、卒業後連絡がとれない滞納者に対する債権については、県において管理するようになるべきである。

【指摘】収入未済解消のための手段のひとつとして法的手続を検討するべきである

滞納者に対しては、各学校が郵便発送、架電又は家庭訪問等により請求を行い、それでも支払われない場合、債権が時効消滅している（地方自治法第236条）。

長期滞納者には、連絡に應對しない者もいる。長期にわたり、應對すらしいない者に、郵便、電話、家庭訪問等による請求を続けるのは無駄である。

かかる者に対しては、法的手続（支払督促、訴訟等）をとることも検討すべきである（地方自治法施行令第171条の2第3号参照）。

確かに、県の説明どおり、費用対効果の観点からすれば、費用倒れになる可能性が高い。しかし、県による債権回収においては、公平性も考慮する必要があり、また、各学校が時効消滅するまで、請求を続けなければならない負担も考慮する必要がある。

よって、滞納金額や生徒又は家族の状況、滞納理由によっては、法的手続実施の是非を検討すべきである。そのためにも、少なくとも卒業生の滞納者については、県による統一的管理が必要である。

#### 4 福祉局

##### (1) 生活保護費返還金

【指摘】財産調査・訴訟手続・滞納処分を検討するべきである

生活保護費返還金のうち、非強制徴収公債権の性質を有するものについては、地方自治法施行令第171条の2により、訴訟手続による履行の請求をしなければならない。

債権の性質が非強制徴収公債権であるにせよ強制徴収公債権であるにせよ、少なくとも訴訟手続による履行請求あるいは滞納処分の検討、もしくはその前提として、滞納者の財産調査はすべきである。

しかしながら、全ての福祉相談センターにおいて、生活保護受給者に対する資産調査が行われていることを理由として、生活保護が廃止された者を含め、財産調査が行われておらず、また、訴訟手続による履行請求ないしは滞納処分の検討もなされていなかった。

県としては、統一的な扱いとして、少なくとも訴訟手続による履行請求あるいは滞納処分をするか否かの検討をするべきである。また、生活保護が廃止された者については、その前提としての滞納者の財産調査はすべきである。

【意見】納入拒否を理由とする不納欠損処分のあり方を見直すべきである

「納入拒否」を理由として不納欠損処分を行っている事例が、一定数存在する。

「納入拒否」については、債務者が返還義務の存在について納得していないなど明確に支払

回収に学校とともに取り組んでいく。

法務相談も行い検討した結果、地方自治法施行令第171条の5（徴収停止）第3号（債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。）に当たるため、滞納者への法的手続は費用対効果の観点から実施しないと結論となった。滞納者については、2025年3月に作成した県立高等学校における授業料等の債権管理マニュアルに基づき、できる限り在学中に徴収できるよう、学校とともに取り組んでいく。

今後は該当する事案について、訴訟手続による履行請求又は滞納処分の検討、またその前提としての財産調査の実施について、2025年3月に策定された「税外債権の管理に関するマニュアル」に基づき実施していく。

今後は事案に応じて、訴訟手続による履行請求又は滞納処分の検討、またその前提としての財産調査の実施について、2025年3月に策定された「税外債権の管理に関するマニュアル」に基づき実施して

いを拒絶されたケース、納付書を送っても反応がないケース、情報が乏しく生活困窮という判断ができないケースなどが存在するが、情報が無いことを理由に財産調査もしないまま、資力の有無にかかわらず一律に「納入拒否」と扱うことは、滞納理由の実態が不明確となることから不適切である。

また、支払いを拒絶されたケースについて催告をするのみで時効の完成を迎えることは、債権管理のあり方としては問題があると思われる。そのため、事案に応じて法的手続や滞納処分により適切な回収を図るべきである。

## 5 警察本部

### (1) 警察費雑入について

【意見】示談書には遅延損害金に関する約定を規定することについて検討されたい

示談書を締結するということは、事故に関する解決方法を契約によって取り決めることでもある。この点、財務規則第130条第1項には、契約者が履行遅延した場合の違約金に関する定めが置かれている。同規則の規定を受けて示談書に遅延損害金に関する規定を設けるかどうかについて、意識的に検討されたい。

### (2) 徴収停止(地方自治法施行令第171条の5)を活用されたい

【意見】徴収停止(地方自治法施行令第171条の5)を活用されたい

違約金と警察費雑入はいずれも私債権であり、徴収停止の適否について検討する余地がある。

違約金については、地方自治法施行令第171条の5第1号の「法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき」に該当するかどうか検討のうえ、積極的な管理から解放する余地について検討されたい。

警察費雑入についても、同施行令第2号「債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき」又は第3号「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき」に該当するかどうか検討されたい。

## 【令和3年度包括外部監査】

(環境対策に関する財務事務の執行について)

### 第1 監査の結果(各論)

#### 1 浄化槽設置整備事業

【意見】単独処理浄化槽設置基数の精緻な把握について

改正以前の浄化槽法に則った管理台帳のため、致し方ない面もあるが、単独処理浄化槽の設置基数が全国1位の水準にあることは課題である。また、どの家庭や店舗、事業所などが単独処理浄化槽のままになっているかを精緻に把握することで、合併処理浄化槽への転換を促進する取組を効果的に実施しやすくなるものと考えられる。

まずは、浄化槽設置状況調査を適切に行うことが望ましい。次に、精緻に把握された家庭や店舗、事業所などにおける浄化槽の状況を基に、

いく。

示談書には遅延損害金に関する約定を規定することとし、示談書の記載例を作成し、愛知県警察ポータルサイトに掲載した。

2025年3月に県が策定した「税外債権の管理に関するマニュアル」を踏まえ、債務者の実態調査の結果、地方自治法施行令第171条の5第1号から第3号までに該当するものは徴収停止するか否かを適切に検討することとした。

浄化槽から下水道等への接続記録を市町村から入手したり、清掃業者などから維持管理に関する情報を入手するなどして、2020年度から2024年度にかけて浄化槽台帳データの精査業務を行い、浄化槽設置状況を精緻に把握するよう取り組み、市町村が台帳を基に単独処理浄化槽の管理者等に対して啓発できるような環境を整備した。

各市町村の下水道を含めた生活排水対策の実施状況を踏まえた上で、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する取組を効果的に実施することが望ましい。

【意見】法定検査受検率について

県の法定検査受検率は上昇傾向にあるものの、全国と比べると依然として低い水準で推移している。

ただし、県の設置基数の把握自体が精緻ではないこともあり、県の受検率が低く算定されているものと推測される。

まずは、浄化槽設置状況調査を適切に行い、次に、精緻に把握された基数を基に受検率の向上を促進する取組を効果的に実施することが望ましい。

【平成27年度包括外部監査】

(農林水産業振興施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について)

第1 外部監査の結果—総括的事項—

1 普通財産の利活用の促進について

【意見】普通財産の利活用の促進について

現状において方針が定められていない普通財産については、県有財産を経済的かつ効率的に活用するという観点から、売却も含めた更なる利活用の促進を図ることが適切である。

【平成20年度包括外部監査】

(公有財産の管理について)

第1 外部監査の結果

1 土地・建物

(1) 普通財産及び行政財産の管理・活用状況

【意見】元動物保護管理センター東三河支所新城詰所について

売却困難な土地ではありますが、今後も継続的・定期的に、売却の機会を検討することが望まれる。

【意見】木曾岬干拓公共施設用地について

事業は三重県との共同運営となる予定であり、権利義務、責任の帰属等の契約内容についても十分に留意する必要があるが、現時点で検討・協議がなされていない。今後、共同運営時の権利義務関係、供用開始後の維持コストの負担等について、早急に協議を行うことが望まれる。

浄化槽から下水道等への接続記録を市町村から入手したり、清掃業者などから維持管理に関する情報を入手するなどして、2020年度から2024年度にかけて浄化槽台帳データの精査業務を行い、浄化槽設置状況を精緻に把握するよう取り組み、県民事務所及び浄化槽相談員が台帳を基に未受検の管理者に対して指導等を実施できるような環境を整備した。

未利用の普通財産のうち、売却可能な土地や建物は他の自治体や民間事業者へ売却したほか、活用が見込めない一部の建物については取壊しが完了した。

また、他の用途で利用可能なものについては、倉庫（行政財産）などとして活用している。

農林水産部門において利用予定がない財産については、利活用に向けたアイデア募集を行い、福祉施設運営事業者等へ賃貸する制度の候補地として掲載し、広く利活用を募るとともに、地元の市役所等へ定期的に周知及び相談を行うほか、庁内各局からの相談を随時受け付け、希望に応じて活用することとしている。

利活用アイデア募集をするなど、継続的な利活用方法の検討を実施しており、2024年度には太陽光発電の候補地としても検討した。引き続き、継続的かつ定期的に利活用方法を検討していく。

国へ提出した土地利用計画に基づき、三重県と連携し、一体的に整備することとしている利用区分の土地について、三重県との検討及び協議を経て、2006年10月から2011年2月にかけて、自然体験広場に保全区域を整備した。また、2014年12月から新エネルギーランドの供用を開始した。加えて、2024年10月に野外体験広場（北）の分譲が完了したことにより、三重県との間で事業実施に係る必要な協議は全て完了した。